二　第十八条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段に該当するものの額とする。

三　前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のＴｉｅｒ2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちＴｉｅｒ2資本調達手段に該当するものの額とする。

4　第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一　第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通出資の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（農林中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の対象資本調達手段を農林中央金庫が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫が実質的に保有していると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通出資保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二　第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Ｔｉｅｒ1資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三　前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のＴｉｅｒ2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るＴｉｅｒ2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちＴｉｅｒ2資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

5　第十八条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一　第十八条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段の額は、その他金融機関等（農林中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等又はこれに準ずる外国の者をいう。）の対象資本調達手段を農林中央金庫が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段に該当するものの額とする。

二　前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のＴｉｅｒ2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちＴｉｅｒ2資本調達手段に該当するものの額とする。

6　第十七条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二　無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

7　第十七条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するもの、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。）及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第十七条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二　特定項目に係る調整対象額に、無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三　特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

8　第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、農林中央金庫が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9　第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して農林水産大臣及び金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一　その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二　引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

10　第六項第三号及び第七項第三号並びに第十七条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額　繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額　繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額